

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

一部の施行期日を定める政令案要綱

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則

第一条第八号の規定の施行期日は、平成十五年十月一日とすること。

政令第二百六十五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）附則第一条第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則  
第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年十月一日とする。

## 理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。